

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 682 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 682 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 4 年 7 月 20 日  
大府市農業委員会  
会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 4 年 7 月 20 日（水） 午後 3 時～ 3 時 30 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	深谷 勝義
委 員	1 番	近藤 武
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	10 番	成田 正彦
	11 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	15 番	大嶋 英二
	16 番	加古 俊治
	17 番	鈴置 省悟
	18 番	深谷 幸子
	19 番	山口 茂樹

- ・欠席委員

（農業委員）	2 番	服部 啓子
（農地利用最適化推進委員）	14 番	浅田 勲

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 682 回）

令和 4 年 7 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	現況証明願について	
6	報告 5	農地改良届出について	
7	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
8	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
9	議案 3	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について	
10	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
11	議案 5	農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きの別段面積について	

・農業委員会事務局職員

事務局長           花井 信武

事務局長           松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 682 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名中 5 名の出席をいただいております。

なお、2 番服部啓子委員と 14 番浅田勲委員から欠席の連絡を受けております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の花井信武氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 6、報告第 5 号『農地改良届出について』まで、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の計 1 件です。畑 1 筆で、転用面積は 370 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 2 頁から 4 頁までの計 9 件です。畑が 11 筆で、転用面積は合計で 1,243 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅が 7 件、集合住宅が 1 件、倉庫が 1 件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 5 頁の 3 件、畑 1 筆、田 4 筆の合計で 2,515 m<sup>2</sup>の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 4 号『現況証明願について』ご説明します。

20 年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書 6 頁の 1 件、畑 1 筆、281 m<sup>2</sup>の願い出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 5 号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 7 頁の 1 件、畑 1 筆の合計で 3,828 m<sup>2</sup>の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告し

ます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第5号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。次に、日程第7、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』2件を上程いたします。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書8頁の大府市農業委員会の許可案件2件、畑4筆、2,594㎡です。取得の目的は、1番の案件につきましては、農地を新たに取得し規模拡大を図るため、2番の案件につきましては事業の拡大を図るためです。議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

1番の譲受人は、所有農地及び借り受け農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

2番の譲受人は所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第1号を採決します。  
本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第8、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書9頁から11頁、愛知県知事許可案件の計2件です。

1番の案件は駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地に近接する農地で、概ね10ha未満の一団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断できます。

2番の案件は、工場を建設する目的で転用するものです。農地区分は、1番と同様の農地で、第2種農地と判断できます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。  
1番の案件について、山口茂樹委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

1番の申請地は第2種農地で、土地造成はなく整地のみで砕石敷とし、雨水は自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないため、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

2番の申請地は第2種農地で、土地造成は切土と盛土を行います。雨水は、敷地内で集水後、水路から川へ放流されるため、隣接農地に影響を及ぼさないもので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第3号『相続税の納税猶予に関する適格者証明書について』1件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『相続税の納税猶予に関する適格者証明書について』ご説明します。農地の相続人が、相続税納税猶予の特例を受ける者として適格であるかの確認を税務署から求められております。議案書12頁の1件の依頼がありました。特例適用農地について、作付け・管理がされていますので、特に問題はありません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員よりご意見をいただきたいと思えます。1番の案件について、相羽誠二委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1番の特例適用農地には、稲作がされ、適正に管理されておりましたので、相続税の納税猶予を受けることに特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』10件を上程します。

このうち、設定番号6514番は、山口委員が議事参与に当たる議案となります。

始めに、議事参与の制限に該当しない9件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。13頁から15頁までで、設置番号6509番から6513番まで、設定番号6515番から6518番までの9件です。市内の方が6名、市外の方が1名で、畑が15筆、田が2筆の合計で14,529㎡の申請です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のあるとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当しない9件について採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当しない9件は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、議案第4号のうち設定番号6514番は、山口委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、山口委員は、退室をお願いします。

(山口委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち山口委員の議事参与案件である設定番号6514番について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号のうち議案書の14頁で、設定番号6514番は借手の山口委員に利用権を設定するもので、畑1筆、919㎡の申請です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書の記載どおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第4号のうち設定番号6514番を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6514番は、原案のとおり承認することに決定します。

山口委員は、入室してください。

次に、日程第11、議案第5号『農地法第3条第2項第5号括弧書きの別段面積について』を上程します。事務局より説明をお願いします。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農地法第3条第2項第5号の括弧書きの別段面積について』であります。平成21年の農地法の改正により、農地の権利取得にかかる別段面積要件について、地域の実情に応じて設定できるとされました。都府県においては、一律50アールのところ、本市は、大府市全域で30アールとしており、農業委員会は、毎年、別段面積の設定又は修正の必要性について審議することになっております。

設定区域につきましては、自然的経済的条件からみて、営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、また、設定面積につきましては、設定区域内において、農地を耕作または事業に供する者の総数のうち、30アール未満の農地を耕作または事業に供する者の割合が57.7%であり、40%を下回らないことから、いずれも農地法施行規則第17条第1項の基準を満たしております。よって、現行どおり、設定区域は「大府市全域」とし、設定面積は「30アール」を適用することを提案するものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの、事務局説明について質問、意見等ございますか。

(質問・意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第5号を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定します。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第682回総会を閉会します。